

給実甲第 1 2 7 7 号

令和 2 年 6 月 1 7 日

人事院事務総長

給実甲第 6 8 8 号の一部改正について（通知）

給実甲第 6 8 8 号（管理職員特別勤務手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 6 月 1 7 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第 4 条関係 1 各庁の長又はその委任を受けた者は、管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員が管理職員特別勤務（第 1 項の勤務又は第 2 項の勤務をいう。以下同じ。）を行った場合は、管理職員特別勤務に従事した職員の報告等に基づき、その都度勤務時間管理員に次に掲げる事項	規則第 4 条関係 1 各庁の長又はその委任を受けた者は、管理監督職員等又は指定職俸給表の適用を受ける職員が管理職員特別勤務（第 1 項の勤務又は第 2 項の勤務をいう。以下同じ。）を行った場合は、管理職員特別勤務に従事した職員の報告等に基づき、その都度勤務時間管理員に次に掲げる事項

<p>を管理職員特別勤務実績簿に記入させた上、自ら<u>確認し、当該管理職員特別勤務実績簿にその旨を示す</u>ものとする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>を管理職員特別勤務実績簿に記入させた上、自ら<u>押印するものとする</u>。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

以 上